

目的・概要

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行う。

内容

次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備等を行う。

- ① 商法
- ② 戸籍法
- ③ 民事訴訟法
- ④ 会社法
- ⑤ 信託法

合計 61 法律

整備等の概要

- (1) 後見の制度を廃止することに伴う規定の整備
 - ・ 成年被後見人を対象とする規定を、削除するもの
 - ・ 特定補助人を付する処分の審判を受けた者を対象とする規定に置き換えるもの 等
- (2) 保佐の制度を廃止することに伴う規定の整備
 - ・ 被保佐人を対象とする規定を、削除するもの
 - ・ 補助人を対象とする規律に改めるもの 等
- (3) 民事訴訟法における整備 等
 - ・ 「訴訟無能力者」を「訴訟能力を欠く者」に見直す

施行日

原則として、民法等の一部を改正する法律の施行の日